記 者 発 表 資 料

令和７年１１月２１日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
Ｄａｉｇａｓガスアンドパワーソリューション株式会社	工事 物品	大阪府大阪市中央区道修町３丁目５－１１

２．指名停止措置期間
令和７年１１月２１日 ～　令和８年１月１日　（　６週間　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
Ｄａｉｇａｓガスアンドパワーソリューション(株)は、秋田県内、福島県内及び広島県内の複数の民間発注の工事において、建設業法第２６条第１項の規定に違反して、当該工事現場に資格要件を満たす主任技術者を配置しなかった。このことが建設業法第２８条第３項に該当するとして、令和７年９月２２日、建設業許可部局である大阪府知事から監督処分（営業停止７日間）を受けた。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）の別表第２第１３号に該当する。
また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考
〇「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（建設業法違反行為） 13　当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、秋田県政記者会、福島県政記者クラブ、
東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
〇 総務部　契約課　課長　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　契約管理官　山田（やまだ）　耕平（こうへい）　（内線　6221）
〇は本件の主務課です。